

## 金融再生法による開示債権

金融再生法に基づき開示する不良債権額です。リスク管理債権との違いは、開示の対象となる債権が貸出金に加えて、債務保証見返、未取利息、仮払金なども対象となっている点です。それぞれの債権について債務者の財政状態や経営成績などに基づき4つに区分しており

ます。そのうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」は債務者単位、「要管理債権」は貸出金取引ごとを対象に区分しております。

### 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成28年度	1,150	1,015	553	461	88.20%	77.28%
	平成29年度	1,024	890	462	428	86.97%	76.23%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成28年度	448	448	188	259	100.00%	100.00%
	平成29年度	385	385	144	241	100.00%	100.00%
危険債権	平成28年度	635	535	334	201	84.37%	66.98%
	平成29年度	590	481	295	186	81.53%	63.07%
要管理債権	平成28年度	67	30	29	0	45.65%	1.96%
	平成29年度	47	23	23	0	49.12%	1.57%
正常債権	平成28年度	35,652					
	平成29年度	34,737					
合 計	平成28年度	36,803					
	平成29年度	35,762					

(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

### 用語解説

#### 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

#### 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

#### 要管理債権

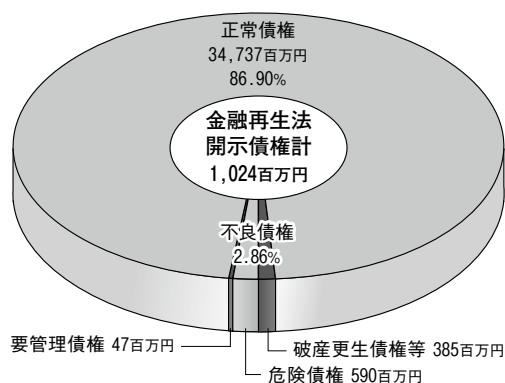
「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

#### 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

### 金融再生法開示債権の状況

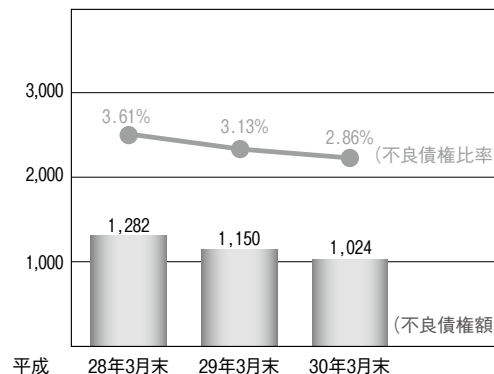
(平成30年3月期)



平成30年3月期末の不良債権は、前期末に比べて126百万円減少して1,024百万円となりました。これらの債権の約86.90%は、担保・保証及び

### 不良債権の推移

(単位:百万円)



貸倒引当金で保全されています。与信総額に占める不良債権比率は、2.86%と低く、貸出資産の健全性は高い水準にあります。